

令和8年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金のご案内(家計急変分)

家計急変により保護者等の収入が減少し、奨学給付金の支給対象となる世帯区分に相当すると認められる場合に、給付金を支給します。この給付金は**返済不要**です。

1 対象者および給付額

負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に給付を受けることができます。

対象世帯
拡大

※制度の詳細はリーフレットや裏面でご確認ください。

今年度から年収490万円未満に相当すると認められる世帯まで範囲が拡大されました。

！ 申請される方は必ずご確認ください。

- 税未申告の保護者等は税申告を行ってください。※控除対象配偶者の方も税申告が必要です。
- 保護者のいずれかが国外在住等により、保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は対象外となります。

2 申請の流れ【随時受付】

STEP1 学校に相談・申請書類の受け取り

家計急変事由が発生した際には、まずは学校へご相談ください。
発生事由の内容等を確認させていただき、申請書や添付書類など、提出書類についてご案内します。

STEP2 申請書・添付書類を学校へ提出

申請書、添付書類確認票、必要書類を学校へ提出してください。
➢ 追加で書類の提出を依頼する場合があります。

3 給付金の支給

審査完了後、随時申請者(保護者等)名義の預金口座に振り込みます。

➢ 未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

！ 基準日以降の申請について

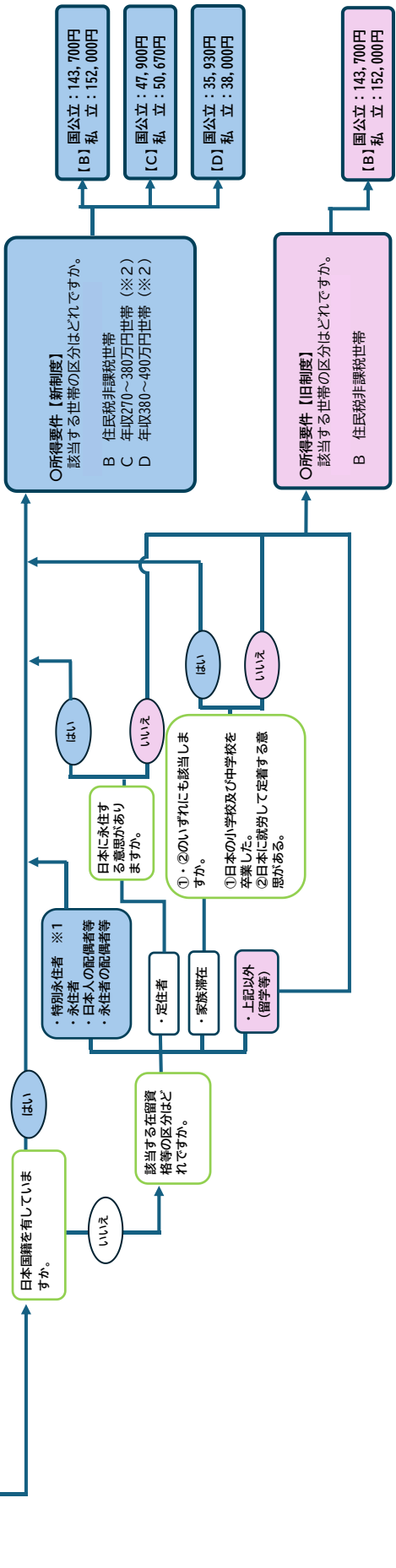
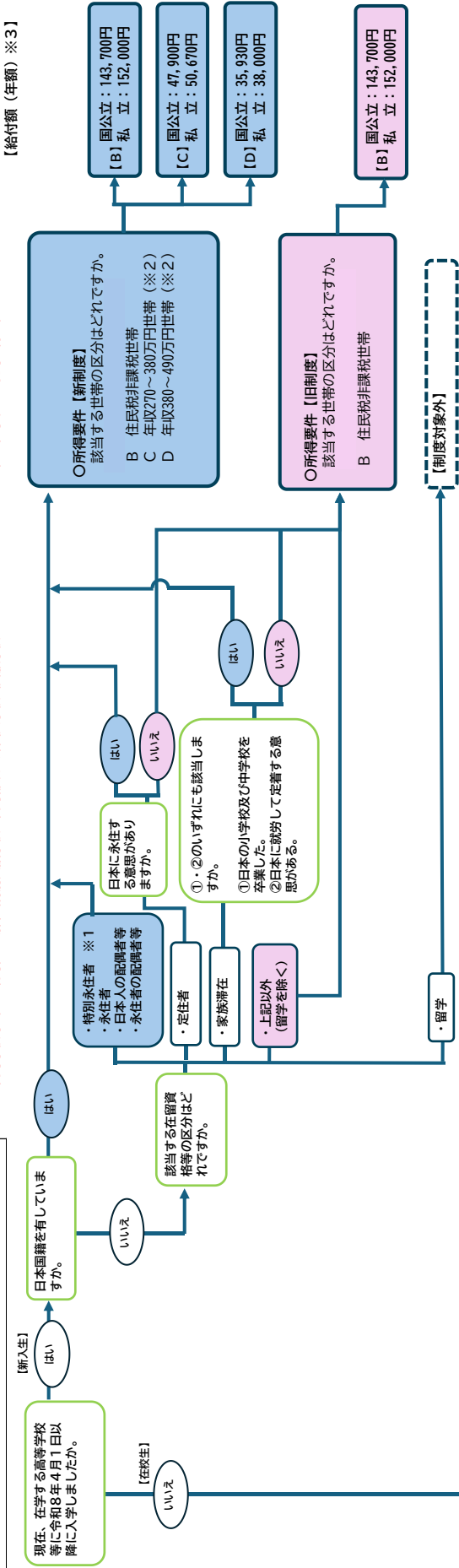
7月2日以降に家計急変により申請があった場合は、原則事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

公立高等学校等奨学給付金 給付額確認シート

(注) 家計急変により、奨学給付金の対象となる世帯区分に相当すると認められる場合に給付されます。

令和8年4月以降の給付対象となる世帯及び給付額確認フロー図

※ 高等学校等 (全日制等) の場合 (特別支援学校の高等部及び外国人学校 (民族学校・インターナショナルスクール) に在学する生徒等を除く)



※1 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」 (平成3年法律第71号) に定める特別永住者を指します。

※2 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人 (16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

※3 通信制の給付額は下表参照

令和8年度給付額 (年額)	住民税非課税世帯		年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、該当する世帯の区分に準じた金額を加算します。

申請にあたっては学校へご相談ください。